

減免等の措置対応表

No.	減免措置の対象者	減免内容
1	1日2回以上利用する外来患者	駐車場の領収書を提示することにより、2回目以降は当日限り無料とする。
2	知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者・要介護認定者・要支援認定者の外来患者	手帳等、証明するものを提示することにより、外来駐車場を利用した場合は、1台に限り無料とする。
3	入院患者の家族	① 緊急入院、緊急手術、入院患者の容態が急変した等により、病院から家族を呼んだ場合、原則1台に限り無料とする。
		② 小児科病棟など病院が家族の付き添いを認めた場合や入院患者のお世話を家族に依頼したとき、1台に限り無料とする。
		③ 入院患者を家族が送ってきたとき、外来患者に準じる料金(上限200円)とする。
		④ 入院患者の車を家族がその日のうちにとりに来た時、外来患者に準じる料金(上限200円)とする。

※3-③、④の外来患者に準じる料金：1回目は上限200円、2回目以降は当日限り無料。